

受付番号： 2022-1-964

課題名：前視野緑内障を含めた早期緑内障の診断基準および進行評価に関する
観察研究

1. 研究の対象

2008年1月から2018年12月までに当院眼科で診察と検査受けられた緑内障の患者様

2. 研究期間

2019年2月22日東北大学大学院医学系研究科倫理委員会の承認日から2027年3月
31日

3. 研究目的

この研究では緑内障患者さんの中で、視野障害がない段階の緑内障、緑内障疑い、
早期の緑内障のデータを元に、この病気における経過や進行しやすい眼の特徴を調べ
ることを目的としています。

4. 研究方法

この研究では、当院眼科で診察、検査を受けた緑内障の患者さんについて、診療の
ときに検査した視力、眼圧、眼軸長、視野、眼底写真、光干渉断層計、点眼の状況の
データのデータを使います。そのときに患者さんのお名前などの個人情報削除しま
す。この後、必要なデータをまとめ、視野障害がない段階の緑内障、緑内障疑い、早
期の緑内障の病気の進行の程度や進行しやすい眼の特徴などを明らかにする研究を行
います。集めたデータは学会や論文などに発表される事がありますが、個人情報が公
表されることはありません。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：匿名化した番号と性別、年齢、病名、検査の数値(屈折値、角膜曲率半径値、
視力、眼圧、眼軸長、視野、光干渉断層計のパラメータ、眼底写真、血圧、中心角
膜厚値)

試料：試料提供は行わない

6. 外部への試料・情報の提供

外部へデータを提供する場合、事前に、データは全て個人が識別できない状態にしたのちに、特定の関係者以外がアクセスできない状態で提供します。対応表は、本学の個人情報管理責任者が保管・管理します。

この研究で得られた結果は学会や医学雑誌等に発表されることがあります。このような場合、あなたの個人情報などは匿名化され、プライバシーに関するものが公表されることはありません。

7. 研究組織

総括施設

金沢大学附属病院 眼科 教授 杉山 和久
" 准教授 東出 朋巳
" 助教 山下 陽子
" 視能訓練士 宇田川さち子

共同研究機関

東北大学病院 眼科 教授 中澤 徹
東京大学 眼科 教授 相原一
講師 齋藤 瞳
特任講師 朝岡 亮
大阪大学 眼科 教授 西田 幸二
准教授 松下 賢治
たじみ岩瀬眼科 院長 岩瀬愛子
視能訓練士 田中 健司
関東中央病院 眼科部長 三嶋 弘一
おおくぼ眼科クリニック 院長 大久保 真司
福井県済生会病院 眼科部長 新田 耕治
Wilmer Ophthalmological Institute, Johns Hopkins University School of
Medicine
Harry A. Quigley
Nova Scotia Health Authority / Dalhousie University

Jayne Vianna

鹿児島大学 眼科 助教 山下 高明

新潟大学 眼科 教授 福地 健郎

東京慈恵会医科大学眼科 教授 中野 匡

島根大学 眼科 教授 谷戸 正樹

吉川眼科クリニック 院長 吉川啓司

近畿大学 眼科 教授 松本 長太

東海大学付属八王子病院 教授 木村 至

広島大学 眼科 教授 木内 良明

グレース眼科クリニック 院長 内藤 知子

かなもり眼科クリニック 院長 金森 章泰

御池眼科池田クリニック 院長 池田 陽子

埼玉医科大学 眼科 教授 篠田 啓

聖隷浜松病院 眼科 主任医長 朝岡 亮

愛知医科大学眼科クリニック MiRAI クリニック長 三木 篤也

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内
で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの
代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先まで
お申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先：

住所：仙台市青葉区星陵町 1-1

電話：022-717-7294

担当者：東北大学病院 眼科 医員 高田 菜生子

研究責任者：

東北大学大学院医学系研究科 眼科学教室 教授 中澤 徹

研究代表者：

金沢大学医薬保健研究域医学系 眼科学 教授 杉山和久

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合